平成２９年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市向陽１丁目21番15号　サンシャイン末廣Ⅱ　202号
債務者　村中　保広
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
兵庫県宝塚市高司４丁目４番７－１－506号
債務者　久留米敦志
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
大分市政所１丁目11番16号（エグゼコート大在Ⅱ－1004）
債務者　久保田いづみ
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋65番地　シャンティーミーツハオス206
債務者　藤田　健輔
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１６１号
青森県むつ市大畑町小赤川20番地１
債務者　坪　　邦雄
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３５号
神奈川県鎌倉市長谷２丁目６番46号
債務者　小久保千佳代
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
静岡県島田市向谷２丁目６－20、住民票上の住所静岡県榛原郡川根本町地名201番地の４
債務者　繪馬　友美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６号
沖縄県沖縄市照屋５丁目23番12号　マナハウス404号室
債務者　砂川　昌代
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１５８号
沖縄県中頭郡読谷村字喜名206番地３
債務者　中村　勝秀
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９３６号
東京都町田市図師町559－22第二フタバハイツ203、住民票上の住所東京都町田市忠生３丁目17番地９柄沢オークヒルズ302
債務者　中野　正一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９７５号
東京都府中市晴見町１丁目13番地の５安立園養護老人ホーム
債務者　酒寄　文夫
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１００４号
東京都東村山市久米川町３丁目24番地56グレイスヴィラ201
債務者　小野　　茂
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９６３号
東京都昭島市緑町１丁目15番12号グレイシュ・ハイツ201号
債務者　平沢　和幸
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１００８号
東京都立川市富士見町４丁目15番14号立川第２荘
債務者　藤田　良平
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１３３号
横浜市泉区上飯田町3811－１　ファミールハイムⅡ103号室、住民票上の住所神奈川県座間市さがみ野２丁目１番７号　コーポさがみ野205号
債務者　尾洞　幸蔵
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部